

船舶インシデント調査報告書

平成30年6月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|---|
| インシデント種類 | 運航不能（機関故障） |
| 発生日時 | 平成29年10月7日 13時00分ごろ |
| 発生場所 | 千葉県銚子市 <small>いぬぼう</small> 犬吠埼東方沖 犬吠埼灯台から真方位083° 359海里付近 （概位 北緯36° 27.0′ 東経148° 12.0′） |
| インシデントの概要 | 漁船第三達栄丸は、操業中、主機が停止し、運航不能となった。 |
| インシデント調査の経過 | 平成29年12月12日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | 漁船 第三達栄丸、19トン KO2-6190（漁船登録番号）、個人所有 第282-15689号（船舶検査済票の番号） |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、一級小型 機関長、六級（機関）（機関限定） |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 雨、風向 南東、風力 6 海象：波向 南東、波高 約3m |
| インシデントの経過 | 本船は、船長及び機関長ほか6人（日本国籍1人、インドネシア共和国籍5人）が乗り組み、まぐろはえ縄漁で航行しながら操業中、波高約3mの波が甲板上に打ち込む状況下、主機が停止し、運航不能となった。 本船は、本インシデント後、主機燃料油系統の点検が行われ、同系統に海水が混入し、同系統内の燃料油こし器、燃料噴射弁等に海水による錆が発生していることが判明した。 本船の甲板上には、燃料油タンクの空気抜き管が設置されていた。 |
| 分析 | 本船は、航行しながら操業中、波高約3mの波が燃料油タンクの空気抜き管のある甲板上に打ち込む状況下、主機燃料油系統に海水が流入したことから、海水が燃料噴射弁から燃焼室内に噴射されて燃焼状態が得られず、主機が停止し、運航不能となったものと考えられる。 |
| 原因 | 本インシデントは、本船が、航行しながら操業中、波高約3mの波が燃料油タンクの空気抜き管のある甲板上に打ち込む状況下、主機燃料油系統に海水が流入したため、海水が燃料噴射弁から燃焼室内に噴射されて燃焼状態が得られず、主機が停止したことにより発生したものと考えられる。 |
| 再発防止策 | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 |

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 荒天時は、燃料油タンク、燃料油こし器のドレン抜きを頻繁に行うこと。・ 甲板上への波の打ち込みが多い場合には、打ち込みを減じるよう速力や針路の変更を行うこと。 |
|--|---|